

国内希少野生動植物種の昆虫標本の個人間での譲渡しについて

環境省野生生物課

1. 背景

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種に指定された昆虫の標本について、これまで原則として博物館や研究機関等の公益が認められる施設への譲渡しを認めてきたところ。一方、こうした施設に譲渡したくとも、これらの施設の収蔵庫のキャパシティ等から全てを引き取ることが難しい状況であるため、個人所有の学術的に価値のある標本をどこにも譲り渡すことができない状態が生じている。

そのため、学術的に価値のある標本の保存の観点から、一定の要件を満たす譲渡し等については、個人間での昆虫標本の譲渡しの許可の対象となるよう検討を進めており、10月以降通知を出して運用を開始する予定。

2. 要件の概要

種の保存法に基づく希少野生動植物の譲渡し等の許可については、同法第13条第3項各号の基準によることとされている。「国内希少野生動植物種」のうち、学術的価値^{※1}のある昆虫^{※2}の標本の個人間での譲渡しのに係る同項第1号の基準への適合性については、以下の要件に適合することを確認することとする。

※1：ここでの「学術的価値」は、当該昆虫標本が既に学術研究に活用されていなくとも、学術研究の材料としての価値を有していることとしています。

※2：昆虫に加え、いわゆる虫（現時点では「リュウジンオオムカデ」が該当）を含みます。これら以外の種は対象外です。

要件①：捕獲日や捕獲場所などの標本情報が明らかであること

要件②：学術研究の実績がある等一定の要件を満たす学会からの推薦書があるもの

当該標本が種の保存法による規制前^{※3}に捕獲された、あるいは合法的に取得された個体によって作製された標本であることを証する学会^{※4}からの推薦書を要することとする。

※3：種の保存法による国内希少野生動植物種の指定を指す。

※4：推薦書を発行できる学会は、一定の要件を満たし、あらかじめ登録され、環境省ウェブサイトに掲載された学会を想定。

要件③：無償譲渡であること

ただし、標本の保存のために、送料、標本箱代、標本の保管・管理に要する費用等の実費の支払いは販売目的とはみなさない。

要件④：当該標本は種の保存法に違法して取得されたものではないこと

要件⑤：環境省データベースへの登録

具体的には、データベース登録のために許可申請を行う標本個体の情報を入力した電子ファイルの提出を条件とする。

【参考：関係条文抜粋】

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（抄）

（平成四年法律第七十五号）

（譲渡し等の許可）

第十三条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で希少野生動植物種の
個体等の譲渡し等をしようとする者（前条第一項第二号から第九号までに掲げる場合
のいずれかに該当して譲渡し等をしようとする者を除く。）は、環境大臣の許可を受
けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許
可の申請をしなければならない。

3 環境大臣は、前項の申請に係る譲渡し等について次の各号のいずれかに該当する事
由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

一 譲渡し等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。

二 譲受人又は引取人が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により譲受け
又は引取りに係る個体等を種の保存のため適切に取り扱うことができないと認められ
ること。

4 （略）

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（抄）

（平成五年総理府令第九号）

（譲渡し等の目的）

第六条 法第十三条第一項の環境省令で定める目的は、教育の目的、希少野生動植物種
の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他希少野生動植物種の保存に資する
と認められる目的とする。